

## 第5回 新図書館整備計画検討委員会

令和4年4月13日(水)  
14時00分～16時00分  
長与町役場2階第1・2会議室

### 会 議 次 第

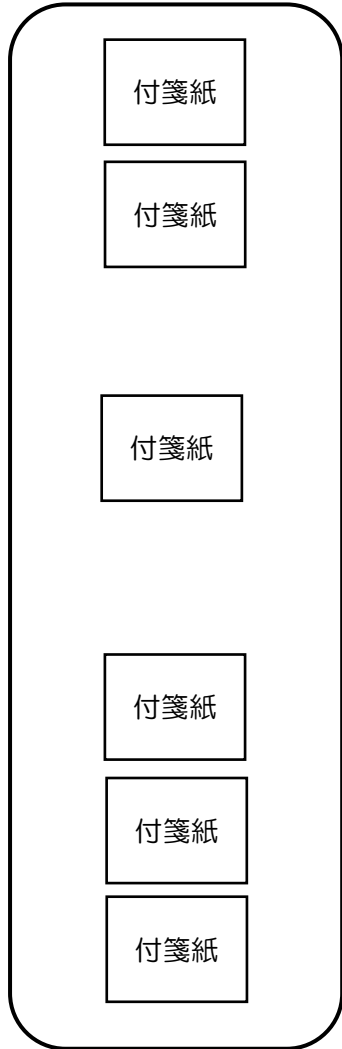
1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 教育長あいさつ
4. 委員長あいさつ
5. 協議
  - ① 長与町新図書館基本構想(案)について
  - ② 町民ワークショップについて
  - ③ 新図書館開館に向けた講演会講師選定について
  - ④ その他
6. 閉会あいさつ

# 長与町新図書館づくり意見交換会

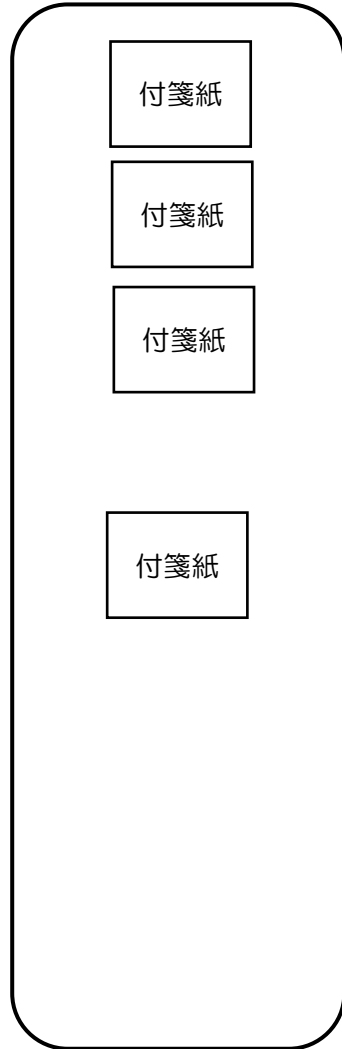
4月23日(土)14:00~15:30@老人福祉センター

時間	所要時間	テーマ	詳細	担当
12:30			会場集合 ※駐車場は、役場駐車場を使用してください。	
12:30 ~ 13:30	60		会場設営	(全員)
13:30 ~ 14:00	30		受付をし、来場する順番でグループの机に案内。	(全員)
14:00 ~ 14:02	2	委員長挨拶		(委員長)
14:02 ~ 14:12	10	基本構想(案)について説明	基本構想(案)の冊子は配布せず、パワーポイントを使い説明。 (パワーポイントを印刷したものを配布)	(松本)
14:12 ~ 14:59	47	(1)基本構想(案)に対する意見聴取 (2)グループワーク 「どんな図書館を望むか」	(1)基本構想(案)に対する意見聴取 5分 ※メモを取る等して記録しててください。 ※答えきれない質問等があれば、生涯学習課長や委員長に伝えてください。  (2)グループワーク「どんな図書館を望むか」 【5人×10グループ(50人参加の場合)】 ※各グループに、検討委員または生涯学習課職員(事務局)が配置 ①委員長がグループワークの趣旨説明(全体に対する) ↓以下、グループ毎 ②自己紹介 3分(30秒×6人)『名前+町民ワークショップへの参加理由』 ③進行方法説明及び役割分担を決める 2分 ※「どんな図書館を望むか」をテーマに、④~⑥の流れを説明 ※発表者1名、発表補助1~2名(模造紙を持つ方) ④グループ内で各自それぞれ最大5枚付箋紙に記入 5分 ※付箋紙1枚に意見1個×5枚(最大) ⑤グループ内でそれぞれ発表 15分(3分×5人) ※発表しながら、付箋紙が当てはまりそうなカテゴリーに貼ってもらう。 ⑥グループ内で出た意見をカテゴリー毎に再確認・意見交換 15分	全体進行 (委員長)  各G進行 (委員) (事務局)
14:59 ~ 15:29	30	各グループ発表 (3分×10グループ)	その場に立ち、各グループで発表	(委員長)
15:29 ~ 15:34	5	各グループ発表を受けてのまとめ		(委員長)
15:34 ~ 15:37	3	副委員長挨拶後、閉会		(副委員長)

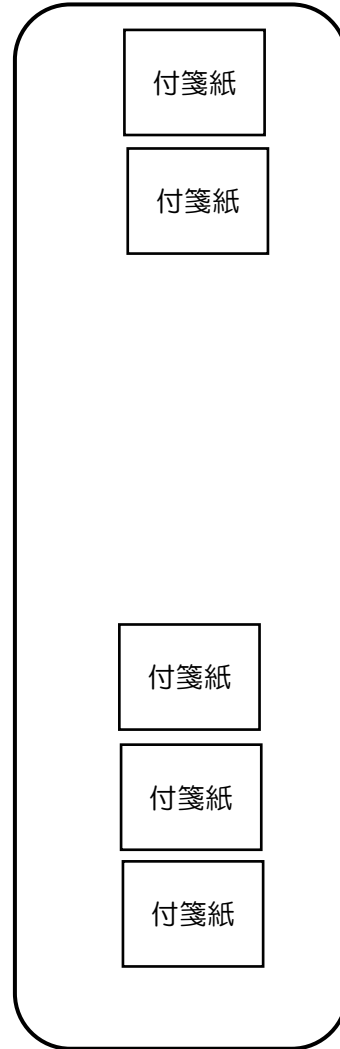
### 出会う



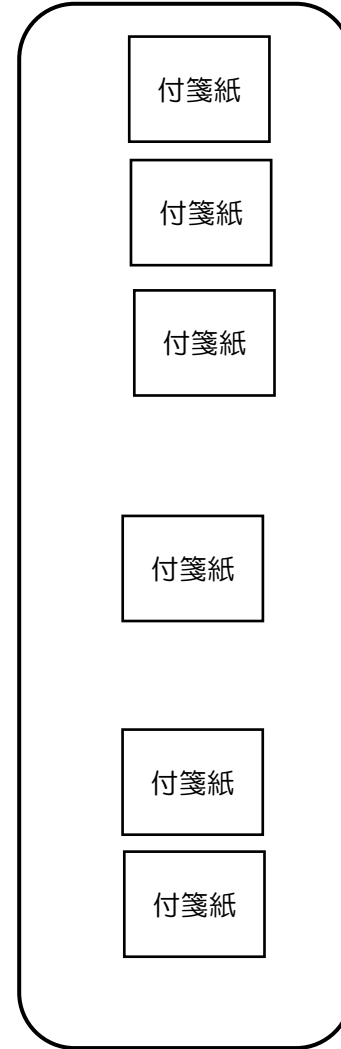
### つながる



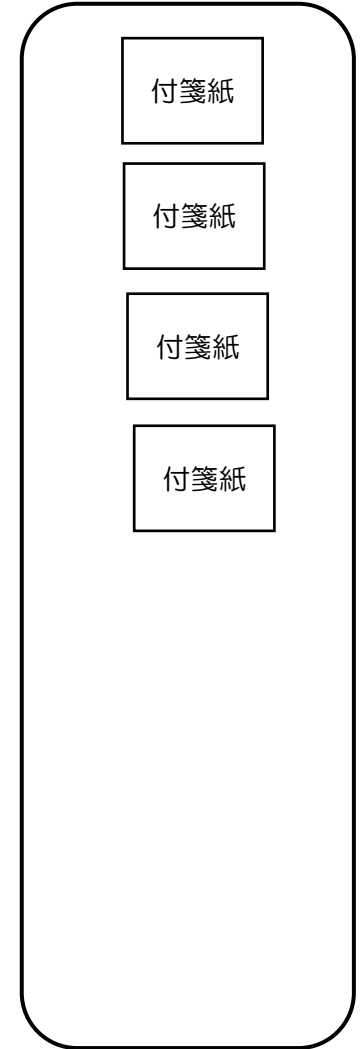
### 学びあう



### 未来を ひらく



### その他



○新図書館整備計画検討委員会規則

令和3年3月25日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定により、新図書館整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新図書館の整備に関する次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 新図書館の基本構想及び基本計画の策定に係る提言を行うこと。
- (2) 新図書館の整備に関する重要事項に係る調査、審議等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、優れた識見を有する者及び一般公募した者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長の選任は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、その委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの間で、教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。